

令和8年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業)

公募要領 <ZEHリノベ>

令和8年4月22日改訂



補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、SIIが定める「令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）」交付規程（以下「交付規程」という。）をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1	補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2	偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
3	2の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置をとるとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
4	補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。 補助事業を行うにあたっては、その執行が適切、かつ有効に行われるよう、関係法令、交付規程等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって事業を遂行していただきます。
5	SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
6	補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
7	補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間 ^{*1} 内に処分 ^{*2} しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。 ※1 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう（以下同様）。 ※2 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。
8	補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後6年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
9	SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ（以下「ZEH Web」という。）等で公表することがあります（個人・個人事業主を除く）。
10	SIIが会計検査院（国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしている機関）から検査を受ける際には、SIIの補助事業者等に対しても、会計検査院による実地検査等が及ぶことがあります（補助事業の終了後も含む）。

目次

1. はじめに

P. 4

1-1. 用語集

[P. 5](#)

1-2. アイコンの説明

[P. 5](#)

2. 事業概要

P. 6

2-1. 事業趣旨

[P. 7](#)

2-2. 補助事業名

[P. 8](#)

2-3. 申請区分及び事業規模

[P. 8](#)

3. 公募対象及び注意事項

P. 9

3-1. 補助対象となる申請者

[P. 10](#)

3-2. 補助対象となる住宅

[P. 12](#)

3-3. 交付要件

[P. 13](#)

3-4. 補助対象となる建材・設備

[P. 15](#)

3-5. 補助対象経費

[P. 16](#)

3-6. 補助額及び上限額

[P. 17](#)

3-7. 他の補助金との調整

[P. 18](#)

3-8. 本事業の支払い

[P. 18](#)

3-9. 取得財産の管理等

[P. 19](#)

3-10. 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

[P. 20](#)

3-11. 注意事項

[P. 21](#)

3-12. 個人情報の取得と利用について

[P. 22](#)

4. 事業スケジュール及び実施内容

P. 24

4-1. 事業スケジュール

[P. 25](#)

4-2. 事業フロー

[P. 26](#)

4-3. 公募～交付決定

[P. 27](#)

4-4. 補助事業の開始～補助金支払い

[P. 28](#)

4-5. 定期報告アンケート

[P. 29](#)

5. 交付申請と提出書類

P. 30

5-1. 交付申請の流れ

[P. 31](#)

5-2. 提出書類

[P. 32](#)

1. はじめに

1-1. 用語集

1-2. アイコンの説明

1. はじめに

1-1. 用語集

本公募要領における用語について、「説明」に記載の内容とする。

用語	説明
申請者／補助事業者	本補助金の申請をする者。 交付決定前は申請者、交付決定後は補助事業者となる。
連絡窓口	手続きに関する連絡の窓口となる者。
BELS	建築物省エネルギー性能表示制度(第三者評価を受けているものに限る)。
エネルギー消費性能計算プログラム (WEBプログラム)	国立研究開発法人建築研究所が公表している建築物のエネルギー消費性能を計算するプログラムデータ。 地域や住宅・非住宅の建物用途、床面積、日射地域区分などの基本情報に外皮や暖房などの情報を組み合わせて設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量を計算することができる。
U_A 値	<ul style="list-style-type: none"> 外皮平均熱貫流率(住宅の断熱性能を表す数値)。 建物外周部の熱損失の合計を外皮等面積の合計で除した値。 U_A値が大きいほど断熱性が低く、U_A値が小さいほど断熱性能が高くなる。
η AC値	<ul style="list-style-type: none"> 冷房期の平均日射熱取得率。 単位日射強度あたりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮等面積の合計で除した値。 ηAC値が小さいほど住宅内に日射が入りにくく、遮熱性が高い。

1-2. アイコンの説明

本公募要領では、以下のアイコンを用いて記載内容を書き分けているため、申請内容にあわせて確認すること。

個人

・・・個人申請について記載

法人

・・・法人申請について記載

2. 事業概要

2-1. 事業趣旨

2-2. 補助事業名

2-3. 申請区分及び事業規模

2. 事業概要

2-1. 事業趣旨

2020年10月に、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、2021年には2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標を掲げた。**これらの目標の達成に向けた対策は、地球温暖化対策計画に基づき総合的かつ計画的に**推進されている。

住宅・建築物分野は、我が国の最終エネルギー消費の約3割を占める民生部門の中でも大きな割合を占めており、カーボンニュートラルの実現及び温室効果ガス排出削減目標の達成のためには、住宅分野における省エネルギー対策の強化が不可欠である。2025年4月には、原則として全ての新築住宅及び非住宅建築物に対して省エネ基準適合が義務化されるなど、規制面において住宅・建築物の省エネルギー性能の引上げが進められている。一方で、**既存住宅ストックの多くは現行の省エネ基準を満たしておらず、住宅ストック全体の省エネルギー性能の底上げが喫緊の課題**となっている。

また、既存住宅の断熱性能不足は、エネルギーロスの増大のみならず、冬季のヒートショック等の健康被害や居住快適性の低下の要因ともなる。このため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、新築住宅の省エネルギー性能の向上に加え、既存住宅の省エネルギー改修を推進し、住宅ストック全体の省エネルギー性能の向上を図ることが必要不可欠である。

既存住宅のZEH化改修促進支援事業のうちZEHリノベ事業は、**既存住宅の断熱改修（外皮性能の向上）及び高効率設備の導入を支援することにより、既存住宅の省エネルギー性能をZEH水準（断熱等性能等級5相当かつ一次エネルギー消費量削減率20%以上）へ引き上げることを目的**とするものである。これにより、家庭部門におけるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減を図るとともに、室内温熱環境の改善による居住者の健康の維持及び増進、良質な住宅ストックの形成、中古住宅市場の活性化並びに地域経済の活性化に寄与することを目指す。

- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページを確認すること。
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>
- ◆ 「エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページを確認すること。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆ 「ZEHの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページを確認すること。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

2. 事業概要

2-2. 補助事業名

令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）のうち

既存住宅のZEH化改修促進支援事業

略称：令和8年度 ZEHリノベ事業（以下「本事業」という。）

省エネ診断		改修プラン策定	改修実施※
補助事業名	ZEH診断事業	対象外	ZEHリノベ事業
対象住宅	既存の戸建住宅又は集合住宅の住戸	—	既存の戸建住宅又は集合住宅の住戸 （原則2016年3月31日以前に建築された住宅又は 現況がZEH基準未達成の住宅）
対象事業	住宅のエネルギー性能を定量的に把握する省エネ診断	—	<ul style="list-style-type: none"> 必須工事＝断熱改修 任意工事＝高効率設備
補助方式	定率補助(補助対象経費の1/3)	—	定額積上げ方式
補助上限	<ul style="list-style-type: none"> BELS取得あり:25万円/戸 BELS取得なし:20万円/戸 	—	250万円/戸

本事業

※ 本事業への申請にあたり、ZEH診断事業の事前申請は必須ではない。ZEH診断事業を利用せず、直接本事業へ申請することが可能。

2-3. 申請区分及び事業規模

本事業の申請区分及び事業規模は、下表のとおり。

なお、本事業は、予算の範囲内で交付決定を行う。申請額の合計が予算額に達した場合、公募期間中であっても申請受付を終了する。

申請区分	予算額	想定採択件数
個人を対象 個人	約18.5億円	約1,400件
法人を対象 法人		

3. 公募対象及び注意事項

- 3-1. 補助対象となる申請者
- 3-2. 補助対象となる住宅
- 3-3. 交付要件
- 3-4. 補助対象となる建材・設備
- 3-5. 補助対象経費
- 3-6. 補助額及び上限額
- 3-7. 他の補助金との調整
- 3-8. 本事業の支払い
- 3-9. 取得財産の管理等
- 3-10. 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等
- 3-11. 注意事項
- 3-12. 個人情報の取得と利用について

3. 公募対象及び注意事項

3-1. 補助対象となる申請者

本事業の申請者は、以下①～⑤のいずれかに該当する個人又は法人であり、かつ暴力団排除に関する誓約事項を遵守し、本事業の交付規程及び関係法令を遵守できる者とする。また、申請者は、政府が推進する新しい国民運動「デコ活」の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」又は「デコ活応援団への参画」のいずれか、又はその両方を行っていること。

個人申請においては、日本国内に住民票を有する個人であること。なお、財産処分制限期間中における本事業の目的に沿った適正な管理・運用を担保するため、無期限の在留資格（「特別永住者」「永住者」「高度専門職2号」のいずれか）を証明する公的書類の提出を求める場合がある。

個人

自己居住用として使用する者

①

- 改修する既存住宅の居住者、かつ、所有者となる個人であること。
- 改修する住宅に申請者が常時居住していること。ただし、交付申請時に居住しておらず改修後に居住予定の場合は、完了実績報告時に当該住宅に居住することが確認できる住民票を提出すること。
- 改修する住宅を申請者が所有していること。ただし、交付申請時に所有しておらず申請後に所有予定の場合は、完了実績報告時に当該住宅を所有していることが確認できる建物登記事項証明書を提出すること。

賃貸事業用として貸し出す者

②

- 賃貸の用に供する目的で改修する既存住宅の所有者となる個人であること。
- 改修する住宅に申請者自らが居住しないこと。改修後は速やかに賃貸住宅として供することとし、完了実績報告時に入居者募集の事実が確認できる書類(募集図面やWEB掲載画面等)を提出すること。
- 改修する住宅を申請者が所有していること。ただし、交付申請時に所有しておらず申請後に所有予定の場合は、完了実績報告時に当該住宅を所有していることが確認できる建物登記事項証明書を提出すること。

3. 公募対象及び注意事項

法人申請においては、日本国内に登録されている法人（個人事業主を含む）であり、本事業の業務に意欲を有し、本事業の安定的運営を図れる資力、実績等を有すること。

法人

買取再販事業者

③

- 宅地建物取引業の免許を有する法人であり、既存住宅を取得・改修し、販売する事業を行う法人であること。
- 補助事業の完了後、以下の要件を全て満たすこと。
 - A) 補助事業完了後、2年以内に専ら自ら居住する個人に対して当該住宅を販売し、所有権移転登記を完了させること。
なお、法人への販売又は別荘・セカンドハウス等としての利用を目的とする者への販売は認められない。
 - B) 購入者への住宅の引渡しは、必ず補助事業者が補助金を受領した後に行うこと。補助金の受領前に引渡しが行われたことが判明した場合、当該申請は適格性を欠くものとして取下げとなる。
 - C) 期限内に販売実績を証する書類（住民票及び登記事項証明書等）が提出されない場合、又は上記要件への抵触が確認された場合、SIIは受給した補助金の全額返還を求める。
- 改修する住宅を申請者が所有していること。ただし、交付申請時に所有しておらず申請後に所有予定の場合は、完了実績報告時までに当該住宅を所有し建物登記事項証明書を提出すること。

賃貸事業者

④

- 賃貸の用に供するために既存住宅を所有し、改修する法人であること。
- 改修後は速やかに賃貸住宅として供することとし、完了実績報告時に入居者募集の事実が確認できる書類（募集図面やWEB掲載画面等）を提出すること。
- 改修する住宅を申請者が所有していること。ただし、交付申請時に所有しておらず申請後に所有予定の場合は、完了実績報告時までに当該住宅を所有し建物登記事項証明書を提出すること。

社宅の所有者

⑤

- 従業員の生活拠点として居住の用に供する社宅を所有し、改修する法人であること。
- 改修後は速やかに従業員の居住用社宅として供すること。完了実績報告時に、当該物件が福利厚生施設として運用されることが確認できる書類（社宅利用規程、福利厚生規程、又は利用計画書等）を提出すること。
- 改修する住宅を申請者が所有していること。ただし、交付申請時に所有しておらず申請後に所有予定の場合は、完了実績報告時までに当該住宅を所有し建物登記事項証明書を提出すること。

3. 公募対象及び注意事項

3-2. 補助対象となる住宅

個人

法人

以下①～⑥の要件を満たす既存住宅（戸建住宅及び集合住宅の住戸）を対象とする。なお、集合住宅の場合は「専有部分」の改修に限る。

- ① 建築基準法に基づく検査済証に記載された「交付年月日」、又は当該情報の記録を含む台帳記載事項証明書に記載された「検査済証交付年月日」から起算して1年以上が経過した建築物、又は建築後、現在もしくは過去に人が使用・居住した実績がある建築物であること。
- ② 以下のいずれかを満たすこと。なお、未登記物件その他権利関係が公的書類により確認できない住宅は、補助対象外とする。
 - A) 2016年3月31日以前に建築された住宅。
 - B) 2016年4月1日以降に建築された住宅であり、現況がZEH水準(断熱等性能等級5相当の外皮性能かつ一次エネルギー消費量削減率20%以上)を満たしていないことが、証明できる住宅。
- ③
 - ・ 専ら居住の用に供する専用住宅、又は住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上を占める店舗併用住宅等であること。
 - ・ 建物登記事項証明書における用途は原則「居宅」とする。交付申請時に店舗等であっても、完了実績報告時までに居宅への用途変更登記が完了すれば対象となる。当該変更や改修で建築基準法上の確認申請を要する場合は、完了実績報告時に確認済証及び検査済証を提出すること。また、店舗等併用住宅の補助対象経費や性能算定は住宅部分の改修に限定し、当該部分単独でBELSを取得すること。*
- ④ 1981年6月1日以降に施行された新耐震基準に適合していること。旧耐震基準の住宅においては、本事業の完了時までに新耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施するとともに、当該住宅が新耐震基準に適合していることについて、公的な第三者証明書(検査済証、耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書等)を取得し、完了実績報告時に提出すること。
- ⑤ 本事業の申請は、住宅1戸ごとに行うものとし、複数の住戸又は複数の物件をまとめて申請する一括申請は認めない。
- ⑥ 本事業における申請単位は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー性能表示制度における住戸単位の評価書を基準とする。このため、BELSの住戸評価に係る評価書1件につき1申請とする。

※ 申請時点において空き家となっている倉庫、事務所等を「住宅」としての用途に変更するリノベーション工事についても、改修後の用途が「住宅」となる場合は補助対象として認める。

3. 公募対象及び注意事項

3-3. 交付要件

個人

法人

本事業の交付を受けるためには、以下の工事を実施し、目標性能を達成するとともに、事後要件を遵守すること。

以下の断熱改修工事について、いずれか一つ(一部位以上)を実施すること。

①

A)外壁、屋根・天井、床・基礎のいずれかに対する断熱材の施工

B)内窓設置、外窓交換、ドア交換(断熱ドア)のいずれかの施工

②

- 交付決定通知日以降に、本事業に係る契約(工事請負契約又は売買契約)締結及び工事着手を行うこと。工事着手には、既存の建材・設備の撤去、住宅の解体、及びそれらの処分等の準備工事も含まれるものとする。なお、交付決定日以降に契約が締結されたことを示す当該契約書の写しを完了実績報告時に提出すること。
- 交付決定前の契約・着工は、いかなる理由があっても補助対象外(申請の取下げ又は交付決定の取消し)とする。

③

改修後の住宅は、住宅一戸を単位として評価し、以下に定める**二つの性能基準の両方を満たすこと**。当該性能は、BELSにより確認するものとし、当該評価書は完了実績報告時に提出すること。なお、交付申請時においては、改修後の住宅が当該性能基準を満たすことを示す省エネルギー性能計算書を提出すること。

A)改修後の住宅は、補助対象住宅の建設地の地域区分に応じて定める断熱等性能等級5相当以上の外皮性能を満たすこと。当該外皮性能は、外皮平均熱貫流率(U_A 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)が、それぞれ当該地域区分における断熱等性能等級5相当の基準値以下であることにより確認するものとする。^{※1}

B)設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 なお、省エネルギー性能計算は国立研究開発法人建築研究所が公開する「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版WEBプログラム)」(以下「Webプログラム」という。)を用いて行うものとする。^{※2}

※1 地域区分8地域においては、冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の低減に寄与する窓等開口部の改修を実施した上で、当該 η_{AC} 値が基準値以下となることをもって、本要件を満たすものとする。

※2 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

3. 公募対象及び注意事項

共通

本事業は、住宅における実際のエネルギー消費実態等を定量的に把握・検証することも事業の目的としている。補助事業者は、補助事業完了後2年間(買取再販事業における事業継承者にあつては入居後から2年間)、SIIが実施するエネルギー使用データ等の報告である「定期報告アンケート(ZEHリノベ実態調査)」に協力し、回答すること。ただし、当該住宅の取り扱いが以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める対応を行うこと。

個人

自己居住用

補助事業完了後2年間、補助事業者が定期報告アンケートに回答すること。

賃貸事業用

補助事業完了後2年間、補助事業者が定期報告アンケートに回答すること。なお、入居者におけるエネルギー使用データ等の提出は求めないものとする。

④

買取再販事業者

定期報告アンケートへの協力及びデータ提出に関する事項を、購入者に対する「重要事項説明書」の中に明記し、書面で同意を得ること。実際のアンケート回答は、事業継承者となる購入者が入居後から2年間行うものとする。

賃貸事業者

補助事業完了後2年間、補助事業者が定期報告アンケートに回答すること。なお、入居者におけるエネルギー使用データ等の提出は求めないものとする。

法人

社宅の所有者

補助事業完了後2年間、補助事業者が定期報告アンケートに回答すること。なお、入居者におけるエネルギー使用データ等の提出は求めないものとする。

3. 公募対象及び注意事項

3-4. 補助対象となる建材・設備

個人

法人

本事業では、設備機器ごとの個別性能要件による一律の基準は設けず、改修後の住宅全体として所定の省エネ性能を達成することを基本要件とする。なお、本事業において補助対象とする建材及び設備の範囲は以下に定めるとおりとし、補助対象として使用する建材及び設備は新品であること。

凡例 ●：本事業で導入を必須とすること ○：補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと

設備等の種類		改修要件	要件となる基準								
BELS		●	補助対象住宅がZEH水準(断熱等性能等級5相当の外皮性能、かつ、基準一次エネルギー消費量に対し、再生可能エネルギーを除き設計一次エネルギー消費量削減率20%以上)であることを示すもの。								
高断熱外皮	断熱材	●※	外皮平均熱貫流率(U _A 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値)の算定において外皮性能の評価対象となる部位(集合住宅の住戸において外気に接していない、隣戸や共用部等との境界となる壁・天井・床等を含む)について、当該計算に用いる製品を導入すること。								
			地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
			外皮平均熱貫流率(U _A 値)	0.40以下		0.50以下		0.60以下			基準なし
	窓・ドア等の開口部材	●※	冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値)	基準なし			3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下	
空調設備	冷房能力4.0kW未満	○	補助対象となる空調設備は、Webプログラムにおいて計算できる暖房設備及び冷房設備であり、かつ、そのエネルギー消費効率が同プログラム等に基づく「(い)」区分を満たす高効率個別エアコンであること。 ただし、マルチエアコン等、機器の仕様や形状により当該区分が直接適用されない設備であっても、当該機器のエネルギー消費効率の性能値が「(い)」区分と同等以上であることが、性能証明書等により確認できる場合に限り、補助対象とする。								
	冷房能力4.0kW以上										
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機	○	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラムにおいて計算できるいずれかの左記設備を導入する場合、補助対象とする。 従来型給湯機、従来型給湯温水暖房機は、補助対象外とする。 								
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機										
	燃料電池										
	ガス潜熱回収型給湯機										
	石油潜熱回収型給湯機										
熱交換型換気設備	ダクト式	○	Webプログラムにおいて計算できる左記設備を導入する場合、補助対象とする。								
	壁付け式										

※ 断熱材の施工又は窓等開口部の断熱改修のいずれか一方、あるいは両方の実施を必須とする。なお、窓ガラス交換は本事業の断熱改修として認めず、補助対象外とする。

3. 公募対象及び注意事項

3-5. 補助対象経費

個人

法人

本事業の補助対象経費は、補助対象住宅において本事業の目的に資する改修を実施するために必要な費用※1※2とし、その範囲は以下に定めるとおりとする。

なお、本事業の補助額は、改修工事に要した実費ではなく、工事内容に応じてあらかじめ定めた単価を積み上げて算定する「定額積上げ方式」により算定する。ただし、当該方式により算定された補助額が実際の改修経費を上回り、補助事業者に対する過度な利益供与とならないよう、完了実績報告時に工事請負契約書等の提出を必須とする。

補助対象経費の区分		内容
既存住宅の省エネルギー性能をZEH水準へ向上させる改修事業	設計費	BELS取得に係る経費
	設備費	補助事業の実施に必要な建材・設備の購入に要する経費
	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費

※1 補助対象となる建材及び設備の導入に係る費用の中に補助対象外となる費用が含まれる場合は、補助対象部分と補助対象外部分を明確に区分した上で申請すること。完了実績報告時には、出荷証明書、納品書、施工写真等により補助対象部分の導入及び施工の事実を確認する。同一契約又は同一工事に補助対象外費用が含まれる場合は、見積書、契約書又は内訳書により補助対象部分を区分して確認できるものに限り補助対象とし、当該区分が確認できない場合は当該費用を補助対象外として取り扱う。

※2 補助事業者自らが建材等を購入し、自ら施工を行う「DIY（自主施工）」に係る建材費及び工事費は補助対象外とする。

3. 公募対象及び注意事項

3-6. 補助額及び上限額

個人

法人

補助額は、実施する工事内容に応じた定額単価の合計額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

① 補助上限額／下限額

- 上限額：250万円／戸
- 下限額：10万円／戸

(注) 補助額の合計が10万円未満の場合は、補助対象外とする。

② 補助単価

区分	工事内容・設備	単位	補助単価
断熱材	外壁、屋根、天井、床、基礎	m ²	2,500円/m ²
窓	内窓設置	m ²	22,000円/m ²
	外窓交換(カバー工法等)	m ²	22,000円/m ²
ドア	ドア交換	戸	50,000円/戸
給湯※1	エコキュート(電気ヒートポンプ給湯機)	台	60,000円/台
	ハイブリッド給湯機 (電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機)	台	80,000円/台
	エネファーム(燃料電池)	台	160,000円/台
	エコジョーズ(ガス潜熱回収型給湯機)	台	30,000円/台
	エコフィール(石油潜熱回収型給湯機)	台	30,000円/台
空調※2	エアコン(4.0kW未満)	台	20,000円/台
	エアコン(4.0kW以上)	台	80,000円/台
換気※3	熱交換型(ダクト式)	台	50,000円/台
	熱交換型(壁付け式)	台	30,000円/台
その他	BELS取得	戸	20,000円/戸



※1 給湯機については、戸建住宅「1戸あたり最大2台まで」、集合住宅の専有部分「1戸あたり最大1台まで」を上限とする。

※2 空調設備については、戸建住宅「1戸あたり最大3台まで」、集合住宅の専有部分「1戸あたり最大2台まで」を上限とする。

※3 換気設備については、戸建住宅「1戸あたり最大5台まで」、集合住宅の専有部分「1戸あたり最大2台まで」を上限とする。

3. 公募対象及び注意事項

3-7. 他の補助金との調整

個人

法人

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する対象費用を含めないこと。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになる。

- 他の補助金との併用については、補助対象に重複部分がなく、工事請負契約が別である場合は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の自主財源による補助金は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の補助金の一部に国費が充当されているか否かについては、当該地方公共団体（地方自治体）に確認すること。

3-8. 本事業の支払い

個人

法人

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

3. 公募対象及び注意事項

3-9. 取得財産の管理等

個人

法人

補助事業者は、補助を受けて取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 補助事業者は、補助対象建材又は設備の財産取得日（引渡受領日）から、当該建材又は設備ごとに定める処分制限期間内において、取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し又は廃棄をいう。）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。補助事業者がS I Iの承認を受けることなく取得財産等の処分を行った場合、S I Iは交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の返還を求めることがある。この場合、返還を求める補助金には加算金（年10.95%の利率）が付されることがある。
- S I Iは、補助事業者が取得財産等の処分により収入を得た場合又は収入を得る可能性があると認められる場合には、その収入の全部又は一部をS I Iに納付させることができるものとする。

【補助対象住宅の販売における重要事項】

補助事業者が補助金の交付を受け、第三者への販売（有償譲渡を含む）が決まった際は、速やかに事業継承者へ補助事業を承継する手続きをS I Iに対して行うこと。その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「「デコ活」への参画」「取得財産の適正管理」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

（注1）事業継承者は、当該住宅に住民票を移し、処分制限期間中、専ら自ら居住する予定の個人であること。

（注2）上記要件を満たしているか確認するため、無期限の在留資格（「特別永住者」「永住者」「高度専門職2号」のいずれか）を証明する公的な書類の提出を求めることがある。

（注3）S I Iが提供する「財産処分（事業承継）手続きの手引き」を必ず参照の上、関連書類を作成すること。

3. 公募対象及び注意事項

3-10. 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

個人

法人

補助事業者が関係法令、本公募要領又は交付規程に違反する行為を行ったとSIIが判断した場合、補助金が支払われない場合があるほか、交付決定の取消し、補助金の返還その他の措置が講じられることがあるため、十分に留意すること。特に、次のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金適正化法等の規定に基づき、交付決定の取消し（同法第17条）、補助金の返還（同法第18条）及び加算金の納付（同法第19条第1項）を命じるほか、同法第29条から第32条までに準拠した刑事罰等の罰則が適用されることがある。

- ① 偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けた場合
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- ③ 交付決定日より前に契約又は着工していたことが判明した場合
- ④ 交付要件(ZEH水準等)を満たさないことが判明した場合
- ⑤ 関係法令、本公募要領又は交付規程に違反した場合

さらに、上記の不正・違反等が明らかになった場合、SIIは必要に応じて、次の措置を講じることがある。

- ⑥ SIIが執行する補助事業において、一定期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わない措置
- ⑦ SIIの所管する契約における指名等の対象外とする措置
- ⑧ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

なお、不正が認められた場合には、関係機関への通報又は刑事告発等の措置が講じられることがある。

3. 公募対象及び注意事項

3-1 1. 注意事項

個人

法人

事業の遂行について

①

- 交付決定通知書受領後に補助事業の中止(廃止)を申請した場合、当該年度内に再申請することはできない。
- 補助事業者は、事業を最後まで遂行することを前提として申請すること。なお、事業の辞退又は取り下げが多数発生する事業者については、次年度以降の申請を受理しない場合がある。
- 環境省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。

URL : <https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post 26.html>

法令遵守及び責任範囲について

②

- 本事業の設計を行う事業者、工事を行う建設会社及び施工会社は、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- 補助事業者、施工会社その他関係者間で生じた契約上又は施工上の紛争について、SIIは関与しない。

施工及び技術上の留意事項

③

- 補助対象となる建材及び設備は、その性能が損なわれないよう適切に施工されていることが確認できること。また、工期に支障が生じないよう、事前に製品の発注ロット及び納期等を確認しておくこと。
- 断熱改修により気密性能が向上すると室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性があるため、適切な換気の確保や生活習慣の改善等により結露防止に十分留意すること。結露は木部の劣化やカビ発生の原因となるため、特に注意すること。

書類の保存及び情報の取扱いについて

④

- SIIに提出する申請書類及び関係書類は、必ず全て保存すること。提出書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後6年間、SII又は関係機関から求めがあった場合に閲覧に供することができるよう保存しなければならない。
- SIIに提出された申請及び報告に関する情報は、必要に応じて事前の告知なく国又はSIIにより公表される場合がある。

3. 公募対象及び注意事項

3-1 2. 個人情報の取得と利用について

個人

法人

以下に示す個人情報の取得と利用について、同意の上申請すること。

個人情報の取得について

①

- SIIは執行する令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業)(以下「本事業」という。)の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。
- これらの取得した情報を、「⑤」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとする。SIIの個人情報保護方針は以下を確認すること。
URL : <https://zehweb.jp/privacy/>

取得する情報

②

SIIは、本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得する。

なお、SIIに提供する以下の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

- (ア) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス(以上、連絡窓口含む)、世帯人数、口座情報等の補助事業者情報
- (イ) 建設所在地、地域区分、建築区分、年間日射地域区分、工法種別、延床面積等の建築地情報
- (ウ) ZEH種別、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率、導入設備種別等の性能情報
- (エ) 一次エネルギー消費量(基準値、設計値、実績値)、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報及び金額
- (オ) その他、本事業に必要な情報

利用目的

③

SIIは「②」で取得した情報を以下の目的で利用する。

- (ア) 公募の審査、管理、連絡
- (イ) 公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握
- (ウ) SIIの各種情報案内、アンケート・調査の実施
- (エ) 国及び「⑤」に示す提供先への報告、省エネ・省CO2を目的とした調査・研究
- (オ) その他、上記目的に付随する業務を行うため

第三者への提供について

④

- SIIは「②」で取得した情報を、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。
- 提供が必要となる場合は、事前に提供先、提供目的及び提供する項目等を明示し、本人の同意を得たものに限る。
 - (ア) 法令により提供を求められた場合
 - (イ) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (ウ) 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

3. 公募対象及び注意事項

本事業における提供先及び利用目的、提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供元	提供先	利用目的	提供情報	備考
SII	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	②(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)	—
SII	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人、研究者	住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築の推進に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発	②(ア)のうち、市区町村までの住所、(イ)(ウ)(エ)(オ)	—
SII	一般	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	②(ア)のうち、市区町村までの住所、世帯人数、(イ)(ウ)(エ)(オ)	直接的な個人情報の掲載は行いません。

匿名加工情報の提供について

- 本事業では、SIIから直接又はZEH Web等を通じて外部の研究機関等に対し、住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で提供する場合がある。
- 提供にあたっては、利用目的を確認し、個人を特定する行為を行わないことについて同意を取得するものとする。
- SIIの匿名加工情報に関する方針については、以下を確認すること。
URL : https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

個人情報提供の任意性

個人情報の提出がなされない場合は、利用目的を遂行できないことがある。

外部委託

- 「②」で取得した情報については、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対し、利用目的の達成に必要な範囲で委託する場合がある。
- 委託先に対しては、当該情報の適切な取扱い及び保護を行うものとする。

開示請求等について

SIIにて、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認の上、対応する。

<相談窓口> 一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

4. 事業スケジュール及び実施内容

- 4-1. 事業スケジュール
- 4-2. 事業フロー
- 4-3. 公募～交付決定
- 4-4. 補助事業の開始～補助金支払い
- 4-5. 実態調査

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-1. 事業スケジュール

個人

法人

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

なお、本事業の交付申請は、SIIが提供する「ZEHポータル」を利用した電子申請で行うこと。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ZEHポータルのアカウント発行受付期間 2026年4月20日(月)～2027年1月7日(月)17時	アカウント発行期間											
② 公募期間 2026年6月1日(月)10時～11月11日(水)17時			公募期間									
③ 交付決定 申請が受理された日から3週間を目途に行う。なお、本事業における最終交付決定日は2026年12月2日(水)とする。 ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関してSIIからの照会への回答に時間を要した場合等には、交付決定までに要する期間が延長されることがある。			交付決定(随時採択)									
④ 事業完了日 本事業における事業完了日とは、補助対象となる改修工事が完了し、かつ当該工事に係る工事代金の支払いが完了した日をいう。 また、改修した住宅を購入する事業の場合は、住宅購入代金の支払いが完了し、かつ補助対象住宅の引渡しが行われた日を事業完了日とする。 なお、最終事業完了日は2026年12月18日(金)とする。			工事期間									
⑤ 完了実績報告 事業完了日から15日以内、又は、2026年12月25日(金)17時のいずれか早い日までに提出すること。							報告期間※			補助金支払い完了★		

※ 完了実績報告は、2026年10月1日(木)よりZEHポータルにて提出可能となる予定である。完了実績報告の入力フォームが公開されていないため15日以内に完了実績報告を提出できない場合は、入力フォームが公開され次第、速やかに提出すること。

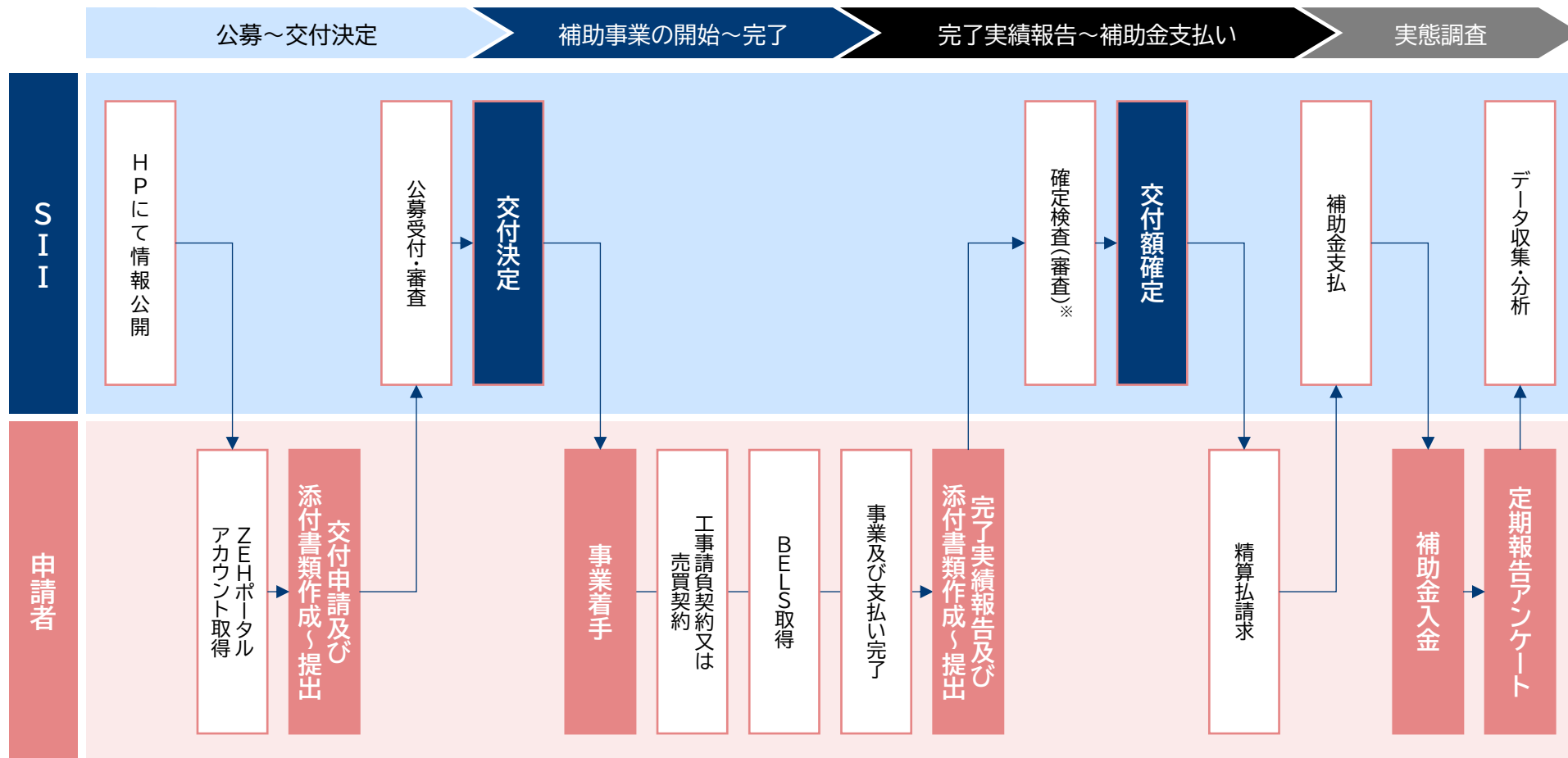
4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-2. 事業フロー

個人

法人

本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、交付決定通知に記載する**交付決定日以降に契約・発注・着工**すること。



※ 必要に応じて、現地検査を行う。

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-3. 公募～交付決定

個人

法人

公募
～
交付決定

事業の公募

SIIは、公募期間を定め、先着順に受け付けます。

①

- A) 申請の受付は、公募期間内の平日（祝日を除く月曜日から金曜日まで）に限り行い、毎日17時に受付を締め切るものとし、締切時刻以降に提出された申請は翌営業日の申請として受け付けるものとする。
- B) 公募期間中に申請金額の合計が予算額に達した場合は、当該日の17時締切時点までに到着した不備又は不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定するものとする。抽選結果については、申請受理日から1週間以内に申請者に通知するものとする。
- C) 申請金額の合計が予算額に達した日の17時以降は、ZEHポータルによる申請の受付は行わないものとする。
- D) SIIは、申請状況に応じて、受付可能な補助金の残額をZEH Webにおいて公表することがあるため、申請にあたっての目安とすること。
- E) 申請内容に不備又は不足がある場合は、原則として当該申請は受理しないものとする。

交付申請

②

- 申請者は、提出に必要な資料(P32～P34「提出資料」)を確認の上、ZEHポータルより申請手続きを行うこと。
- ZEHポータルへのアクセス集中により、システムの動作が遅くなる可能性がある。その場合であっても受付時点における到着申請として取り扱うため、時間に十分余裕をもって申請を行うこと。
- 申請後の申請者の変更は、原則として認めない。なお、事業実施計画に変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに報告し、その指示に従うものとする。

連絡窓口

③

- 連絡窓口は、申請内容等に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に担当者が確実に対応できるよう、平日の日中に必ず連絡が取れること。
- 問い合わせは連絡窓口へ行うため、申請者の不利益にならないように対応すること。交付決定通知書等の正式な通知書面は、必ずダウンロードすること。

審査

④

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査する。

採択・交付決定

⑤

- SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、予算の範囲内で補助事業として採択し、交付決定を行うものとする。
- 交付決定は、申請内容が適正であると認めた旨を通知するものであり、補助金の交付額を確定するものではない。補助金の交付額は、事業完了後に提出される完了実績報告の内容を審査した上で確定するものとする。なお、交付決定後であっても、申請内容どおりに事業が実施されない場合、交付要件を満たさないことが判明した場合又は適正な事業の実施が認められない場合には、交付決定を取り消すことがある。
- 審査結果については、採択・不採択にかかわらず、申請者及び連絡窓口に対して電子メールにより通知する。採択された申請については、ZEHポータル上で交付決定通知書を通知するものとする。
- 補助事業者は、交付決定通知後に当該事業者にものみ展開される「事務取扱説明書」を事業着手前に参照し、関係書類の作成及び事業の実施を適切に行うこと。

(注1) 交付決定後の申請内容の変更、自己都合による申請の取下げは原則認めない。

(注2) 交付の決定について、個別の問い合わせには応じられない。

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-4. 補助事業の開始～補助金支払い

個人

法人

補助事業の開始～完了

事業開始(契約、発注、着工)

- ① 事業の開始について
 - A) 本事業に係る工事(一連の工事を含む)は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定日以降に契約、発注、着工すること。
 - B) 交付決定日より前に本事業に係る契約及び着手をしていないことを証明するため、契約締結日が明記された工事請負契約書又は売買契約書を完了実績報告時に提出すること。
 - C) 完了実績報告の提出書類作成にあたっては、ZEHポータルより「事務取扱説明書」をダウンロードして内容を熟読し、当該手順に沿って作成すること。
- 事業の計画変更について
 - D) 申請内容の変更は原則認めない。やむを得ず交付申請時の計画を変更する可能性が生じた場合、必ず事前にその内容をSIIへ報告し、指示に従うこと。

事業完了(工事・支払い完了)

- ② 本事業における事業完了日とは、補助対象となる改修工事が完了し、かつ当該工事に係る工事代金の支払いが完了した日をいう。
- 改修した住宅を購入する事業の場合は、住宅購入代金の支払いが完了し、かつ補助対象住宅の引渡しが行われた日を事業完了日とする。
- 本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。
- 補助対象外の工事であっても同じ契約内のもの、別契約であっても工事範囲が重複しているものは一連の工事として全ての工事が完了するまで事業完了としないので注意すること。

完了実績報告

- ① 補助事業者は、事業完了日から15日以内、又は、2026年12月25日17時のいずれか早い日までに完了実績報告をZEHポータルより提出すること。
- SIIは、完了実績報告の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認められた時、補助金の交付を確定し、補助事業者及び連絡窓口はその旨を通知する。
- 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなす。

確定検査(審査)

- ② 確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に実施されているかを確認し、補助金の額を確定するために行う検査である。
- 確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となる場合があり、さらに不正行為等が認められた場合は処罰の対象となるため、事業の遂行にあたっては細心の注意を払う必要がある。
- SIIは必要に応じて現地調査を行うため、その際は協力しなければならない。

精算払請求

③ 補助事業者は精算払請求書をSIIへ提出すること。

補助金支払い

④ 補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

完了実績報告～補助金支払い

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-5. 定期報告アンケート

個人

法人

本事業は、省CO2効果等の情報の取得及び分析についても事業の目的としている。

補助事業完了後、補助事業者もしくは事業承継者が下記の報告を行うことは補助金の交付要件である。報告がなされない場合は、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合がある。

なお、報告内容については、個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合がある。

定期報告アンケート（ZEHリノベ実態調査）

- 補助事業者は、補助事業完了後2年間（事業継承者にあっては入居後から2年間）、当該住宅における実際のエネルギー消費実態等を定量的に把握・検証することを目的として、SIIが実施する「定期報告アンケート（エネルギー使用データ等の報告）」に協力し、回答すること。
- 報告は、PC、スマートフォン又はタブレット端末等のインターネットに接続可能な機器を使用して行うものとする。
- 必要に応じて、他のアンケート調査、省CO2効果検証のための計測又は取材等への協力を求める場合がある。
- 報告先が変更される場合は、あらかじめ通知するものとする。

個人申請及び法人申請(買取再販事業者以外)

実施回数	実施時期	報告対象期間
第1回	2027年11月頃	2027年4月 ~ 2027年9月
第2回	2028年5月頃	2027年10月 ~ 2028年3月
第3回	2028年11月頃	2028年4月 ~ 2028年9月
第4回	2029年5月頃	2028年10月 ~ 2029年3月

法人申請(買取再販事業者)

入居時期	報告対象期間
補助金入金後 ~ 2027年 3月	2027年 4月 ~ 2029年 3月
2027年 4月 ~ 2028年 3月	2028年 4月 ~ 2030年 3月
2028年 4月 ~ 2029年 3月	2029年 4月 ~ 2031年 3月

5. 交付申請と提出書類

5-1. 交付申請の流れ

5-2. 提出書類

5. 交付申請と提出書類

5-1. 交付申請の流れ

個人

法人

本事業の交付申請は、ZEHポータルより受け付ける。申請方法の手順は以下のとおりとする。

公募要領の確認

公募要領の内容をよく確認する。
(注)書類不備は不受理・不採択の要因となり得るので留意する。

ZEHポータル アカウント登録

- ZEH Webよりアカウント発行依頼書をダウンロードする。
- 必要事項を入力し、SIIへ提出する。
- なお、ZEHポータルのアカウントを取得済みの場合は、本対応は不要である。

交付申請及び 添付書類作成

- ZEH Webより様式をダウンロードする。
- 指定様式に必要な事項を入力の上、自由書式及び添付書類を取りそろえる。
- 「提出書類一覧」に従ってデータを取りまとめる。
- 作成したExcel、PDFデータは控えとして整理・保管する。

ZEHポータル へのログイン

アカウント登録後に発信されるメールに記載のURLよりZEHポータルにログインする。

ZEHポータル より申請

公募期間内にZEHポータルへ必要事項を全て入力した上で、書類の電子データ(Excel、PDF等)をZEHポータルにアップロードし申請する。

5. 交付申請と提出書類

5-2. 提出書類

Z E Hポータルにログインし、申請に必要な情報の入力及び提出資料をアップロードすること。

- 提出する書類・写真の名称については「提出資料」を参照し、判別できるようにして提出すること。
- 本事業の交付申請は、S I Iが提供する「Z E Hポータル」を利用した電子申請のため、紙媒体での書類提出は一切受け付けない。誤って提出資料等をS I Iに郵送した場合、個人情報保護の観点から、事前の通知なく速やかに機密破棄する。誤郵送に対するS I Iからの受領連絡や確認は一切行わず、書類の破棄及び原本の喪失によって生じた損害について、S I Iは一切の責任を負わないものとする。ただし、S I Iによる破棄処理前に申請者から明確な返却の申し出があった場合に限り、例外として着払いにて返送する。

個人

凡例 ●：提出必須の資料 ○：申請内容に該当する場合のみ資料を提出

	No.	提出資料	区分	形式	添付タイプ	内容
申請者情報に関する書類	①	実施計画書兼補助金額算出表	●	Excel	実施計画書	SII定型様式[R8R001]であること。
	②	本人確認書類	●	PDF	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)(表面)^{※1}、健康保険資格確認書^{※2}、日本国パスポート^{※3}、特別永住者証明書、在留カード^{※4}、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑登録証明書のいずれか1つ(複数の添付は不要)。 有効期限内のもの(印鑑登録証明書の場合は発行日が申請日より3か月以内のもの)。 申請時点の住所が記載されているもの。

(注) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないこと。

※1 裏面のマイナンバー(個人番号)は提出不要。マイナンバー(個人番号)が提出され、マスキングされていない場合、S I Iは受理せず、不備として差し戻す。
また、マイナンバー通知カードは不可。

※2 保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコード*はマスキングして提出すること(マスキングされていない場合、S I Iは受理せず、不備として差し戻す)。

※3 2020年2月4日以降に発行されたものは不可。

※4 在留カードの場合は「永住者」又は「高度専門職2号」のみ対象とする。

*QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

5. 交付申請と提出書類

個人

凡例 ●：提出必須の資料 ○：申請内容に該当する場合のみ資料を提出

	No.	提出資料		区分	形式	添付タイプ	内容
住宅に関する書類	③	建物登記事項証明書		●	PDF	建物登記事項	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の用途(種類)が「居宅」であること。 「居宅」でない場合、建築士が記名・押印した用途変更に関する理由書・誓約書を添付すること。
	④	検査済証		●	PDF	検査済証等	検査済証の現物がない場合は、当該物件を所管する行政庁にて発行される「台帳記載事項証明書」を提出すること。
	⑤	建築図面等	平面図兼配置図	●	PDF	平面図兼配置図	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 集合住宅の住戸の場合は、対象住戸の位置がわかるように図面に表記すること。 補助対象設備の設置位置を記載すること。 補助対象建材の設置位置を網掛け又は着色にて明示すること。
	⑥		立面図	●	PDF	立面図	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 補助対象建材の設置位置を網掛け又は着色にて明示すること。
	⑦		矩計図・断面図	●	PDF	矩計図・断面図	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 補助対象建材の設置位置を網掛け又は着色にて明示すること。
	⑧		求積図・求積表	●	PDF	求積	—
性能に関する書類	⑨	一次エネルギー消費量計算結果(WEBプログラム)		●	PDF	エネルギー計算書	BELS申請するものと同じ書類を提出すること。
	⑩	外皮性能計算書		●	PDF	外皮計算書	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 外皮計算は、標準計算ルートにより算出すること。 部位ごとの外皮面積(外壁・窓・屋根・天井・床・基礎)とその基となる求積図及び求積表を添付すること。
	⑪	現況性能証明書		○	PDF	現況性能証明書	<ul style="list-style-type: none"> 2016年4月1日以降に建築された住宅の場合、提出すること。 SII定型様式[R8R002]であること。 本事業と連携するZEH診断事業の「診断結果報告書」をもって本資料に代えることができる。

(注) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないこと。

5. 交付申請と提出書類

法人

凡例 ●：提出必須の資料 ○：申請内容に該当する場合のみ資料を提出

	No.	提出資料		区分	形式	添付タイプ	内容
申請者情報に関する書類	①	実施計画書兼補助金額算出表		●	Excel	実施計画書	SII定型様式[R8R001]であること。
	②	法人登記事項証明書		●	PDF	法人登記	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の場合は、個人事業開業届出済証明書。 発行日が申請日より3か月以内のもの。
	③	宅地建物取引業免許証		○	PDF	宅建免許証	<ul style="list-style-type: none"> 買取再販事業者の場合、提出すること。 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム[宅地建物取引業者検索]より、「宅地建物取引業者の詳細」を提出すること。 有効期限内のもの。
住宅に関する書類	④	建物登記事項証明書		●	PDF	建物登記事項	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の用途(種類)が「居宅」であること。 「居宅」でない場合、建築士が記名・押印した用途変更に関する理由書・誓約書を添付すること。
	⑤	検査済証		●	PDF	検査済証等	検査済証の現物がない場合は、当該物件を所管する行政庁にて発行される「台帳記載事項証明書」を提出すること。
	⑥	建築図面等	平面図兼配置図	●	PDF	平面図兼配置図	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 集合住宅の住戸の場合は、対象住戸の位置がわかるように図面に表記すること。 補助対象設備の設置位置を記載すること。 補助対象建材の設置位置を網掛け又は着色にて明示すること。
	⑦		立面図	●	PDF	立面図	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 補助対象建材の設置位置を網掛け又は着色にて明示すること。
	⑧		矩計図・断面図	●	PDF	矩計図・断面図	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 補助対象建材の設置位置を網掛け又は着色にて明示すること。
⑨	求積図・求積表		●	PDF	求積	—	
性能に関する書類	⑩	一次エネルギー消費量計算結果(WEBプログラム)		●	PDF	エネルギー計算書	BELS申請するものと同じ書類を提出すること。
	⑪	外皮性能計算書		●	PDF	外皮計算書	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請するものと同じ書類を提出すること。 外皮計算は、標準計算ルートにより算出すること。 部位ごとの外皮面積(外壁・窓・屋根・天井・床・基礎)とその基となる求積図及び求積表を添付すること。
	⑫	現況性能証明書		○	PDF	現況性能証明書	<ul style="list-style-type: none"> 2016年4月1日以降に建築された住宅の場合、提出すること。 SII定型様式[R8R002]であること。 本事業と連携するZEH診断事業の「診断結果報告書」をもって本資料に代えることができる。

(注) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないこと。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E H事務局

TEL：03-6228-4047

※ 受付時間は、10：00～17：00（土日祝日を除く）。
※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。